

徳島県作業療法士連盟

会費規程

(目的)

第1条 この規程は、徳島県作業療法士連盟 規約に基づき、入会金及び必要な事項を定める。

(会費)

第2条 会費は以下の通りとする。

- (1) 正会員 2,000円
- (2) 賛助会員 5,000円
- (3) 応援会員 0円
- (4) 名誉会員 0円

(会費の納期)

第3条 会員は、毎事業年度の12月末日までに会費年額を全額納入しなければならない。

(中途入会の扱い)

第4条 事業年度の途中に入会したものについては、入会日を入会初年度として扱う。

(年会費の免除)

第5条 下記いずれかの条件を満たすものについては年会費の免除を行う。

- (1) 応援会員
- (2) 名誉会員
- (3) 大規模災害等免除すべき相当の理由がある会員
- (4) その他、役員会で免除が認められたもの

(会費額の変更)

第6条 会費額の変更は役員会で定める。

(納入金の返還)

第7条 年会費納入後に退会しても返金を行わない。

(規程の変更)

第8条 この規程は、役員会の決議によって変更できる。

(附則)

本規程は、令和6年5月6日より施行する。